



**Q** 当社では定年後の継続雇用制度を65歳までとしていて維持するために、働く

**A** 少子高齢化の急速な進展に伴います。今年4月から法律改正され、70歳までの就業機会を確保する必要があります。聞きまし

### 高年齢者雇用安定法の改正

意欲がある高年齢者が①～③以外の措置で活躍できる環境整備を図ることが必要です。個々の労働者の多様な特性やニーズを踏まえた高年齢者雇用安定法が改正されます。70歳までの就業機会を確保するために、多様な選択肢を整えた高年齢者就業確保措置が新設されます。定年後の継続雇用制度が65歳までの会社は4月以降①70歳までの定年引き上げ②70歳までの継続雇用制度の導入③定年制の廃止のいずれかの措置を講じるよう努める必要があります。

①～③以外の措置で、対象者と業務委託契約を締結する制度(雇用の以外の措置)も認められています。この場合は労働組合(労働組合が無い場合は労働者を代表する者)との同意が必要です。高年齢者が活躍できた環境整備を図るため、70歳までの就業機会の確保について検討し、取り組みを進めていただくようお願いいたします。